

平成 29 年度 特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書

スタートアップが直面する  
知的財産の課題  
および支援策の在り方に関する  
調査研究報告書

平成 30 年 3 月

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社

## 5. 中国（深圳市）

### （1）総論

#### （i）産業政策の概況

本調査において、中国に関しては中国全体ではなく深圳市に地域を絞って調査を実施した。

深圳市政府は現在、中国を製造強国に導く為のロードマップ、「中国製造 2025」に基づき、2025 年までに深圳市を「スマート製造都市」にすることを目標として掲げて各種政策を展開している。「スマート製造都市」とは、ロボットや IT、海洋産業、医療機器、バイオ等、高度な技術をともなう産業が集積した都市というイメージである。

深圳市では、豊かな財政基盤を活かし、これらの産業の振興に向けて企業向けの補助金をはじめとする資金的な支援を積極的に行っている。支援の対象としている企業は、創新企業（ベンチャー企業）と高新企業（ハイテク企業）である。現在、深圳市内には高新企業が 8,000 社以上存在しており、これらの企業が市の GDP の約 4 割を稼ぎ出していると言われる。

なお、中国では市政府以外に、区政府も一定の裁量と財源を持って独自の産業政策を展開している。

#### （ii）スタートアップ政策

##### ① スタートアップ支援機関向けの支援

深圳におけるスタートアップ政策の代表的なもの 1 つに、「スタートアップ支援機関向けの資金的支援」がある。市政府や区政府が、市内のインキュベーション施設や、その他のスタートアップ支援機関を資金的に支援するというもので、130 程度のインキュベーション施設を含む 400 程度のスタートアップ支援機関が、市政府や区政府の支援を受けて運営されている。これら公的支援を受けて運営される支援機関は、協会（Shenzhen Public Innovation Space Association）に加盟・登録しており、この協会が市政府や区政府の政策をスタートアップに届けるための窓口としての機能も果たしている。

##### ② 海外での支援機関設置及び海外の支援機関との連携

近年では「海外と深圳を繋ぐ」ことが政策として重視されており、上述の「支援機関向け支援」の枠組みの中で、海外での支援機関の設置を支援する動きがある。既に、市や区の支援を受けて、米国やカナダ等で支援機関の設置が進んでおり、その数は 10 箇所以上にのぼる。

また、南山区では、海外の公的機関やスタートアップ支援機関との交流を深める活動も行っている。イスラエル、イタリアなどと交流し、現地のスタートアップと深圳市内企業

のマッチングも行っている。特にイスラエルには現地事務所を持っており、有望なスタートアップに対しては、国籍を問わず、互いの国から投資できる環境とネットワークを構築している。

### ③ スタートアップ向けの資金的支援

深圳市政府や区政府では、ハイテク系のスタートアップを中心に、資金的支援を行っている。例えば深圳市では、スタートアップ向けの資金的支援に年間数億元の予算を充てている。オンラインでスタートアップからの申請を受け付け、年間 500~600 社程度のスタートアップを採択して支援を行っている。資金的な支援の内容としては、一般的な「補助金」の他に、「出資」や「専門的サービスを活用できるバウチャーの支給」等がある。

南山区でも、スタートアップ向けの資金的支援を行っている。スタートアップ支援の審査は、基本的に書類審査で第三者機関が実施している。1つのプロジェクトについて5箇所ほどの機関に審査を依頼し、多面的にレポートを書かせて審査するようにしている。(つまり、複数の第三者機関が1つのスタートアップ企業の審査を行う)。この書面審査の結果を踏まえて、補助金の額が決定される。

## (iii) 知的財産政策

### ① 知的財産の権利化に係る費用負担の軽減

中国における知的財産の国内での権利化にかかる費用は、国家手数料(申請費、審査費、年金等)と弁理士費用に大別される。この両方の費用に対して、国・市・区がそれぞれ別個の支援を行っており、重複して支援を受けることも可能であるため、深圳に立地するスタートアップであれば、ほとんど自己負担なく権利化することが可能である。

まず国家手数料に関して、国の政策として、中小企業は国家手数料の大部分が免除される。国家手数料の残りと弁理士費用に関しては、特許に関してのみ、市と区の双方から段階的に助成金が出る。(これは大手企業にも中小企業にも適用される。)

なお、区ごとに助成金の出し方や金額は異なる。一部の区では意匠権にも助成金が出たり、特許を活用した製品を作ることでさらに助成金が出るケースなどが存在する。

また、これとは別に、PCT 出願の費用助成や、弁理士事務所を対象とした助成金があるなど、複雑かつ手厚い支援が行われている。中国の企業は、最近まで知的財産に関する意識が低く、この意識を底上げする意味も込めて、国・市・区が積極的に支援を行っている状況である。

### ② 補助金の審査における知的財産の評価と加点

スタートアップ向けの各種の補助金では、審査にあたって、知的財産の出願や権利化の状況が加点要素となっている。例えば、特許の数が多ければその分が加点され、補助金を受けやすくなる。また、国内の出願よりは PCT 出願のほうが大きく加点される。

### ③ スタートアップ向けバウチャーと支援者評価の仕組み

既に述べたとおり、深圳市では専門的サービスを受けられるバウチャーをスタートアップ企業に支給しており、このバウチャーを市や区に登録する弁理士・弁護士への支払いに使うこともできる。市や区は、バウチャーを利用したスタートアップや外部の専門家に、支援を受けた弁理士・弁護士等の評価をさせ、その情報を蓄積している。評価の高かった弁理士・弁護士等は、ウェブサイト上でリストとして公開される。

つまり、バウチャー制度の中に、支援機関の評価の仕組みを取り入れており、これによって支援機関のレベルの底上げに繋がるとともに、スタートアップが良い支援機関から支援を受けられるような環境を整えている。

## (2) 機関等の現状

### (i) 深圳市南山科技創業服務中心

#### ① 機関概要

深圳市内において、テクノロジー系企業が最も集積しているエリアが南山区である。南山科技創業服務中心は、南山区政府内の科学技術振興・創業支援の政策を管轄する部署にあたる。

#### ② スタートアップ支援の取り組み

南山区政府は、深圳市政府と連携しながら、スタートアップ支援及びスタートアップ支援者向けの支援に取り組んでいる。代表的なものの一つが、区内のインキュベーション施設や、その他のスタートアップ支援機関を資金的に支援するというもの。現在、深圳市内には130程度のインキュベーション施設を含む400程度のスタートアップ支援機関が存在しており、それぞれが深圳市政府や区政府からの支援を受けている。

南山区では特に、IT、新材料、バイオといった産業を重点的に支援しており、これに該当するスタートアップを優先的に支援している。特に人的支援に重点を置いており、起業家や起業を志す学生等に対して、資金的支援やそれ以外の支援を積極的に行っている。

### (ii) 深圳大学創業園

#### ① 機関概要

深圳大学創業園は、深圳大学の学生の起業をサポートする機関（研究者向けの起業支援は別の部署が担当している）。深圳大学では、学生や研究者の起業支援を重視しており、深圳大学創業園は大学の副校長がトップを務める「創業管理委員会」の直下の組織にあたるなど、学内でも重要な機関として位置づけられている。

## ② スタートアップ支援の取り組み

創業園には 70 席のコワーキングスペースがあり、年間で 30 社ほどの起業を支援している。1 件あたり 2~10 万元の費用を拠出し、全体で年間 200 万元ほどの予算をもっている。創業園では創業に必要な知識を 9~18 週間で得られる教育プログラムを学生や研究者向けに提供している。

創業園では国籍は関係なく支援の対象としており、現在も欧米からの留学生を支援している。中国では就労経験のない留学生には就労ビザは出ないため、卒業後にすぐ働くことは非常に難しい。しかし、深圳大学ではビザの延長を含めて、卒業後に就労できるようサポートしている。

2017 年 12 月 9 日~10 日にかけて深圳大学で開催された起業家の全国大会は、4 月から準備に取りかかっていた。まず、全国 87 の学校から 2,600 人の学生が参加し、中間審査で 108 のプログラムが選ばれ、先日の全国大会で 16 のプログラムがファイナリストとして選ばれた。この 16 のプログラムには総額 200 万元が提供される。

## ③ 知的財産支援にかかる取り組み

深圳大学では、大学のシーズの事業化を促進するために、研究者チームの技術移転やスピンオフのモチベーションを高めるためのルールを策定している。

そのルールとは、大学の研究成果が事業化された場合、その収益の 8 割は研究グループが受け取り、2 割を大学が受け取るというもの。また、研究者が知的財産の持つ価値の一部（2 割程度の少ない割合）を支払えば、大学から知財の所有権を買い取ることができ、自ら起業することもできるようになっている。ただし、その場合は大学の職を辞さなければならない。

なお、学生が知的財産を買い取って起業した場合は、大学を辞める必要はなく、学生の身分のまま大学に残ることができる。また、最長で 4 年間休学することもできる。

### (iii) Shenzhen Green Pine Innovation

#### ① 機関概要

IER Venture Capital Co., Ltd は、深圳市でも歴史のある投資ファンドを運営する企業の一つ。現在のファンド管理・運用額は 120 億元に上る。管理・運用額は中国国内トップ 10 位以内に入る規模である。IER Venture Capital Co., Ltd の下に 20 のファンドがあり、当社 Shenzhen Green Pine Innovation (GPIVC) はその一つである。20 のファンドはそれぞれ専門の領域を持ち、棲み分けができています。GPIVC の設立は 2015 年 7 月と最近であるが、ファンドの総額は 15 億元に達している。これは IER Venture Capital Co., Ltd 傘下の 20 あるファンドの上位 3 位に入る規模である。

## ② 知的財産支援にかかる取り組み

Shenzhen Green Pine Innovation では、業界ごとに専門のベンチャー・キャピタリストが在籍しており、彼らがスタートアップの目利きを行っている。例えば、自動車業界担当のベンチャー・キャピタリストであれば、自動車関連の企業に10年以上勤めた技術者・研究者を募集・採用し、後から金融に関する知識を研修等でトレーニングし、技術と金融の両方がわかる人材を確保している。

投資先のスタートアップが持つ技術を目利きし、知財戦略について助言を行うのは、ベンチャー・キャピタリストの役割である。その助言を受けたスタートアップが、実際に権利化する気になれば、そこからはパートナーの弁理士事務所の出番となる。担当の弁理士がスタートアップにハンズオンで支援する。

禁 無 断 転 載

平成 29 年度 特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書

スタートアップが直面する知的財産の課題  
および支援策の在り方に関する  
調査研究報告書

平成 30 年 3 月

請負先 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社

〒105-6501 東京都港区虎ノ門 5-11-2

オランダヒルズ森タワー

電話 03-6733-1021

FAX 03-6733-1029

URL [http:// www.murc.jp](http://www.murc.jp)

E-mail [info-chizai@murc.jp](mailto:info-chizai@murc.jp)